

被災者生活再建支援法の改正に関する意見書

阪神・淡路大震災発生から丸12年、この間、全国各地で自然災害が発生し、現行の被災者生活再建支援法では、住宅本体建設適用除外や支給基準の厳しさなどが住宅建設の足を引っ張り、生活再建はもとより、まちの再生も困難な状況に追い込まれている。

被災者生活再建支援法は平成10年5月に成立したが、個人財産形成に税金投入はできないとの論理で、見舞金程度の最高100万円支給と、その上に厳しい支給条件などが設定され、被災者の生活実態や国民世論との乖離の中で、5年後の見直しが附帯決議として盛り込まれた。

6年後の平成16年5月の見直しでは、新たに居住安定支援制度の200万円が創設され、最高300万円まで引き上げられたが、根本的な問題である住宅本体建設には適用されなかった。また、問題点が露呈していた各種支給条件も改善されておらず、再度、国会で4年後の見直しが決議されており、平成20年が見直しの年になる。

こうした実態に、財政が逼迫している地方自治体が各種支援策の上乗せ、横出しを行っているが、本来、自然災害被災者の生活再建の土台となる支援策は国が行うべきものである。

よって、政府におかれては、これまでの経過と実態を踏まえ、被災者生活再建支援法の改正に当たっては、下記の項目を盛り込まれることを強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援法に住宅本体建設適用を盛り込むこと。
- 2 すべての被災者が救われるよう、適用基準や年収、年齢などの支給基準を大幅に緩和すること。
- 3 現行、最高300万円の支給額を最高500万円に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月26日

兵庫県明石市議会